

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

閉会中の令和 5 年 10 月 17 日、11 月 16 日および 12 月 4 日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容について報告をいたします。

12 月 4 日の委員会では、教育総務課から、土庄町第 3 子以降学校給食費免除事業および県産農水産物学校給食利用拡大事業について報告がありました。

町立の小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、保護者が 3 人以上の子を扶養している場合に、その第 3 子以降が対象となります。在籍する学校に申請書を提出し、教育委員会が審査を行う。年度途中からの転入にも対応。申請書に必要な事項を記入し、健康保険証の写しを添付、提出により対象確認を行う。実施時期は令和 6 年 1 月から。財源は、2 分の 1 が香川県、2 分の 1 が土庄町となる。また、歳入のみの費目変更となるので、3 月議会で対応したいとのことでした。

続いて、県産農水産物学校給食利用拡大事業について、この事業は、県産農水産物を学校給食に取り入れ、利用拡大等を図るものです。すでに使用している農水産物を香川県産におきかえたり、増やすなど地場産物利用率を向上させることが条件ということで、県から一人につき 50 円、ひと月に 5 日間で 250 円の補助が受けられる。実施期間は、令和 6 年 1 月から 3 月までの 3 カ月となる。実施主体の町が県に申請をし、補助金を給食材料費に充当することになる。12 月議会では、歳入では県補助金、歳出では給食材料費の増額分を補正したいと考えているとのことでした。

委員より、第 3 子と認められる条件、該当者人数、費用について質問があり、「扶養に入っているのが条件」「80 名から 90 名程度を想定。本年度のみでは、大体 100 万円程度」と、答弁がありました。また、委員より、県農産品の利用拡大について、今年が初めてなのかと質問があり、「今年が初めてである」と、答弁がありました。

続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町内私立保育所、保育園への電気・ガスの燃料費高騰支援および北浦こども園のエアコン交換について、12 月議会に提案すると説明がありました。

生涯学習課から、総合福祉会館の貸付についてと、老人福祉センターについて説明がありました。総合福祉会館の一部を土庄町商工会に貸し付ける件について、令和 3 年 11 月 1 日から 5 年間をめどとし、暫定的に令和 6 年 3 月 31 日までで一旦契約が満了となる。9 月に、商工会と満了の件について協議を行ったところ、商工会としては、建設、移転等の見通しがまだたっておらず、契約を延長したいとの話があったため、令和 9 年 3 月 31 日まで賃貸借契約を延長し、その期間までの財産処分を行う。国費・県費の返還金については、12 月補正で

計上する予定です。関係団体の代表には、契約の延長についての説明を個別に行っているとの説明がありました。

続いて、放課後子ども教室の次年度の方向性について説明がありました。

内容は、令和 6 年度に運営方針の一部を改正するものになる。令和元年から令和 4 年にかけて、子ども教室の利用者は約 1.9 倍に増加している。とくに、とのたる館で運営をしている「とのたる教室」において利用人数が増加し、児童の安全確保の面から、希望者全員の受け入れが困難となっている。現在は、1 日の利用人数を安全な範囲に収めることを目的に、利用人数制限などの対応策を実施しています。この利用人数制限措置については、利用児童の保護者から意見が多く寄せられ、保護者説明会の開催やアンケート調査の実施を通じて意見聴取をしながら、今後の運営方針について検討をした。

次年度の運営方針について、1 点目は、児童の安全を確保するために、現在実施している利用人数制限措置を令和 6 年度も継続する。目安として、とのたる教室は 1 日当たり 60 人、四海、大鐸教室は 1 日当たり各 30 人を超えると予想される日を対象に、学年、クラス単位等で制限をかける。なお、兄弟・姉妹で登録している場合、制限がかかる日を年下の児童の日に統一することを利用者側で選択できる措置を講じている。また、令和 6 年度の子ども教室の利用人数状況によっては、利用制限を実施する必要がない場合もある。さらに、利用制限がかかった日などは、児童館、富丘文化センターなどの活用をご家庭で考えていただけるように推奨する。

2 つ目の改正点は、子ども教室と児童クラブのどちらか一方の登録に限定をする。

両サービスともに受け入れできる人数には限りがあるため、両サービスの重複利用をなくす。両事業で 1 日当たり最大利用人数を受け入れるための措置となる。

3 点目は、児童クラブの定員を増員する。

現在は、30 人×3 部屋で定員 90 人ですが、これを 35 人×3 部屋で 105 人へ変更する。児童クラブの利用需要の拡大を受け、国が定める児童 1 人当たりの床面積の基準内の数値にて定員数を変更し、児童の受け入れ態勢を強化する。なお、今年度途中から対応を始めており、令和 5 年 7 月時点で、登録人数は 95 人となっている。今年度を実施した子ども教室利用家庭アンケートで、子ども教室の利用理由で最も多かった理由は、「保護者が就労しているため」でした。土庄町の放課後子ども教室の実態は、放課後児童クラブと似た部分が多くなっており、本来の趣旨である「児童の交流・学びの場」としての意義が薄くなってきている。よって、今後は段階的に児童クラブへ移行できればと考えているとの説明がありました。

委員から、受け入れられない原因について質問がありました。町からは、「1つは教室の数。それから、コーディネーター等の指導者がなかなか集まらない。それに加えて、就労目的のために子どもさんを預けるのであれば、児童クラブということが本来であるため」と説明がありました。

続いて、 刈崎第二グラウンド整備事業について説明がありました。

今年度末で周辺工事の見通しが立ったので、グラウンドの供用開始に向けて整備を行う。町民の皆さまがスポーツを身近に親しむことができる交流の場を創出し、緊急災害時に避難場所や防災活動の拠点場所として活用することを目的として整備する予定である。工事概要は、グラウンド改良工事、付属建物改修工事、夜間照明改修工事を予定している。土淵海峡側の現在の入口から敷地内に入り、すぐの場所に利用者の駐車場を設置する予定。なお、グラウンドの整備内容は、高潮・津波による浸水等を考慮し、現在の地盤の高さから 50 から 60cm 程度地上げを行い、隣接する町役場駐車場の高さまで造成する予定。また、敷地内にある付属建物（トイレ棟、倉庫棟、ブロー棟）は、平成 10 年に建設されて約 25 年が経過し、屋根・外壁の防水機能の低下が著しいため、塗装を行い、併せてトイレの洋式化などを行うことで建物の長寿命化を図る予定。

夜間照明についても省エネ効果が高く、長寿命などのメリットがある LED 照明への改修を行う。

整備スケジュールは、現在、グラウンド改良工事および付属建物改修工事の設計を行っており、夜間照明改修工事の設計委託は、12 月補正予算により計上を予定している。設計は今年度中に完了し、令和 6 年度から工事に着手し、令和 7 年度の供用開始を目指していると説明がありました。刈崎第二グラウンドの整備に伴い、中央グラウンドを使用している定期利用団体には、照明設備の老朽化による更新が必要になった場合、財政的にも 2 つの施設を維持していくことが難しいことから、工事完了後は、第二グラウンドに活動場所を移していただくことの説明を行い、了承していただいていると説明がありました。

委員より、財源の質問がありました。「財源は、過疎債を予定しており、あとは一般財源になる。約 2 億円程度かかる予定」とのことでした。また、排水についての質問があり、「今現在グラウンドの暗渠排水に網状のネトロンパイプを今の地盤の上に埋め直しをして、排水をする考え」と説明がありました。

続いて、健康福祉課からは 5 点説明がありました。

はじめに、国民健康保険税算定方式について説明がありました。

令和 6 年 4 月 1 日から適用する国民健康保険税について、医療分・後期分・介護分の合計では、「所得割を 10.05%から 11.55%に変更」、「資産割の 49.1%を廃止」、「均等割を 4 万 4200 円から 4 万 5900 円に変更」、「平等割は 3 万 2900 円から変更なし」としている。

被保険者への周知期間を考慮して、12月議会にて算定方式および税率の変更に係る、土庄町国民健康保険の条例の一部を改正する条例（後で、訂正あり）を提出する。

続いて、価格高騰重点支援給付金事業について説明がありました。

8月から実施してきた給付金の実施状況では、非課税世帯1960世帯に対し、1918世帯に給付をしており、給付率は97.96%。被扶養者世帯211世帯に対し、208世帯に給付、率は98.58%。家計急変世帯は、20世帯に給付と報告がありました。

今年度、追加で事業を実施しようとする給付金（70,000円）についての説明では、基準日は12月1日となる予定で、これまでの給付金と同じ内容、条件。「令和5年度の町民税が非課税である世帯」、「非課税であり、被扶養者となっている世帯」、「課税されているが、令和5年1月以降で家計が急変し、非課税相当と判断できる世帯」、「家計急変世帯であり、被扶養者となっている世帯」を考えている。

対象世帯数は3万円の給付金の実績をもとに算定し、前回と同数を見込んでいる。給付額は、非課税世帯と家計急変世帯に7万円、被扶養者となっている場合は、これまでと同じく半額の3万5千円。

給付の流れは、これまでの給付金で口座情報を把握している方については、家計急変も含めて、プッシュ型で振り込みをし、把握していない方は、書類の提出を求めるとのことでした。事業の開始は2月の見込みで、申請期限は3月中旬を予定しているとのことでした。

委員からの質問に、「振り込みは2月から」、「財源は国費」と答弁がありました。

続いて、地方創生臨時交付金を活用した医療・福祉施設等支援事業の実施について説明がありました。

物価高騰の影響を受け、利用者に価格転嫁することが困難な医療・福祉施設等事業所が、引き続き質の高いサービスを継続して提供できるよう、令和5年度地方創生臨時交付金を活用した支援事業を実施したいとのことでした。

国から、臨時交付金を活用して医療・介護に対する物価高騰対策支援が推奨されており、各種団体からも物価高騰に対する支援について要望が出されている。予定している補助対象者は、介護サービス事業所が25事業所、障害福祉サービス事業所が4事業所、保険医療機関が16事業所で、町内45の事業所となります。

次に、補助金の額ですが、宿泊を伴わない事業所は、1事業所当たり一律10万円、宿泊を伴う事業所につきましては、1事業所当たり一律5万円、定員数に1万円を乗じた額を加算した額になっているとのことでした。

実施予定時期は、補正予算成立後、申請を受け付け交付する。今回の補助対象者および補助金の額は、昨年度実施した「コロナ禍における物価高騰対策補助」と同様の内容となっている。また、小豆郡内の介護保険事業所、保険医療機関等は同一法人が 2 町に事業所を有して運営をするなど、極めて関係性が深いことから、補助対象者、補助金の額等については小豆島町と協議をし、同様の内容で実施する予定であり、財源は、地方創生臨時交付金、100%国庫補助との説明がありました。

委員から、支援内容は、国から指定されているのか。交付金の中で、町が決めるのかと質問があり、「国から示されているのではなく、両町で相談している」と、答弁がありました。

続いて、「小豆圏周産期医療について」説明がありました。小豆島セミオープンシステムは、名称を「うみまちサポート」と決定し、制度の概要は、小豆島中央病院を受診し、セミオープンシステムの対象と判断された高リスク妊婦、または連携病院で出産することを希望される妊婦の方は、小豆島中央病院の妊婦健診を妊娠 35 週頃までとし、専門性の高い島外の連携病院で妊娠 30 週頃と妊娠 36 週以降の妊婦健診および分娩を行う。そこで、妊婦の方は 37 週ごろから、連携病院がある高松などで滞在することになる。出産後の産後健診や乳児健診、産後ケアなどは小豆島中央病院で行う。なお、連携病院としては、香川大学医学部附属病院、香川県立中央病院、高松赤十字病院の 3 つの病院とのことでした。

次に、町が実施する助成制度について、小豆島中央病院を受診し、セミオープンシステムの対象と判断され、連携病院において出産する妊婦の方に対し、交通費および滞在費などを補助することで、経済的負担の軽減を図り、健やかな出産ができるよう支援することが目的。助成内容については、妊婦健診受診時に係る費用として、連携病院の妊婦健診を受ける際の交通費やフェリーなどの欠航に伴い生じた宿泊費、連携病院で出産するための滞在などに要する費用として、連携病院で出産するためのホテル等の宿泊費、マンスリーマンション等の賃貸契約料などの滞在費。また、助成した滞在費を超えた場合の費用やホテルの場合のコインランドリー費用や、マンスリーマンションの場合の寝具や、レンタル電気製品費用など事前滞在に伴う準備金として、定額で 20 万円(後で、訂正あり)助成するとのこと。また、出産時の滞在先からのタクシー代や島から滞在先への移動や退院の際に係る交通費も助成対象。この制度の申請の時期は、出産子育て家庭の経済的負担を考慮し、妊娠 30 週以降に負担額が大きくなる滞在費である宿泊費の一部を申請によって助成し、出産後の実績報告を受けて交通費、滞在に係った費用を助成すると説明がありました。

利用者周知は、令和 6 年 1 月新規妊婦受診者に対し、小豆島中央病院からこ

の制度について説明する。また、役場においても母子手帳交付時に面接を行うので、その際に助成制度の説明を行うとのことでした。また、病院ならびに両町において、1月の小豆島中央病院だよりや町広報誌、ホームページにて、この制度を掲載する予定。早ければ、令和6年3月頃には、この制度を利用する妊婦がおられることを想定し、町では補助要綱の制定、12月補正で対応できるよう準備すると報告がありました。

委員から、里帰り出産はできるのかと質問があり、「小豆島中央病院で出産可能となる方につきましては、出産ができるというかたちで変わっている。ただし、この助成制度には対象にならない」と、答弁がありました。

続いて、子育て世帯物価高騰支援特別給付事業について説明がありました。

昨年度も実施した子育て世帯に対し支援を行うものです。

支給対象者については、18歳以下（高校生相当）の児童を養育している子育て世帯のうち、物価高騰重点支援追加給付金の対象となる市町村民税非課税世帯を除く者。支給額は、対象児童1人あたり1万円としており、約1430人を見込んでいる。

支給開始時期は、昨年度の口座情報があるので、対象者に通知し、変更がなければ来年の1月末ごろから順次支給していく予定。また、新たに対象となった者に対しては、申請後支給するとのことでした。

続いて、住民環境課から、二酸化炭素排出抑制対策事業の進捗について説明がありました。昨年、町内の電気工事業者（Aランク3社）に再生可能エネルギー導入に向けた提案募集を実施し、1社から提案書を受理したとのことでした。その1社と共同で公共施設等への太陽光発電整備等の導入調査について、一般社団法人地域循環共生社会連携協会に事業申請し、今年度、町の公共30施設での設置可否の調査を開始し、現在、現地調査は終了し、1月末に事業報告資料を提出する予定とのことでした。

太陽光発電と蓄電池をつけることにより、朝から夜までの山形の電力を昼間の余剰電力を蓄電池に充電し、使用することにより、電力会社から使用する電力を抑制する。今回の事業では、その施設で消費できない電力については、売電はできないとのことでした。

委員から、耐用年数が短そうな建物も混じっているが。また、結果は、やってみないと分からないのかという質問には、「耐用年数もそうだが、二酸化炭素排出抑制が見込めるというプラスアルファのところをどう判断するかということもあるかと思う」と、答弁がありました。現段階では詰められていない現状であるということです。

続いて、衛生手数料（し尿収集処分料金）の価格変更等について説明がありました。近年の物価高騰の影響により、コロナ前の令和元年と令和5年度の軽

油代の比較をすると、1L 当たり 1.26 倍の物価高騰の影響を受けている。そのため、委託業者から連名で陳情が上がってきた。現在の単価は、1 斗 18L 当たり 220 円となっており、平成 26 年 4 月の消費税が 5% から 8% の上昇時に、216 円から 220 円に変更を行ったが、令和元年度 10 月の消費税 8% から 10% の際には、金額変更は行わなかった。現状の社会情勢と御影浄苑改良工事等を実施する町財政の状況を鑑み、軽油上昇程度の 1 斗 275 円（1.25 倍）で検討をしている。県内のし尿の汲み取り料金について、直営で実施している市町は 3 市町のみで、それ以外の県内市町は民間委託を行っている。料金改正の予定有無について問い合わせを行ったところ、民間委託を行っている市町のほとんどが、し尿汲取業者の方からの料金改定の要望や相談を受けており、約半数の市町が料金改定に対して検討を行っているという回答だったとのことでした。

委員から、改定年度と前回改定年度について質問があり、「改定年度は、令和 6 年 4 月から」「前回改定したのは、平成 26 年 4 月である」と、答弁がありました。

委員から雇用について質問が出され、「し尿収集を民間委託するメリットは、直営だと汲み取り車や人件費のところ、あとは維持管理費を直接持たなければいけないことがある。あと、衛生現場の職員も年々、少なくなっている。少ない人員で補おうとすると委託になる。委託があるから少なくできるという環境はあると思う」と、答弁がありました。

また、委員から、55 円値上げで、民間委託が 40 円で、町事業維持管理増負担 15 円はどういうことにお金を入れるのかと質問があり、「現行の 220 円は、業者への委託分（210 円）と、町の事業としての収入分（10 円）であり、今回の 275 円は、業者が 260 円、町の収入が 10 円から 5 円アップしている。内訳は、御影浄苑の改良工事や車両の修理費用増加等に対応するものである」と、答弁がありました。

続いて、令和 8 年度からの可燃ごみの民間委託について、大部、北浦の一部の委託を令和 6 年度から実施する考えが示されました。理由は、パッカー車の維持費、人件費の削減を計画的に実施するためとのことでした。令和 8 年度以降は、資源の回収は直営のままなので、人員はそういったところに補充していきたいとのことでした。

委員から、資源ごみだけに職員を置いておくのかと質問があり、「資源ごみの民間委託のめどがたっていないため、まずは可燃ごみからとなる」と、答弁がありました。また、資源ごみもめどがたてば、民間委託するのかとの問いには、「衛生職員の年齢の関係もあるが、ゆくゆくは民間委託の流れで考えている」との答弁がありました。

続いて、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部を改正する政令が、

12月1日に閣議決定された事を受けて、手数料条例の改正を12月議会で予定していると説明がありました。

続いて、物価高騰による影響で、水道企業団の経費が増大している中、昨年度に引き続き、物価高騰対策としては、臨時交付金を使って水道企業団への補助金を12月議会の補正で考えている。金額は、電気料高騰分として約560万円の予定であると報告がありました。

また、10月17日と11月16日の委員会におきまして、委員会の公開（傍聴）の件について審議をいたしました。委員会の中では、委員会の公開に関する意見交換などを行い、また、公開した場合の実際の映像状況などを委員全員で確認し、申し合わせ書を作成することにしました。協議を重ね、委員会の公開（傍聴）に関する申し合わせ書を作成し、委員全員の了承を得ました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

#### ○教育民生常任委員長（福本耕太君）

失礼いたしました。報告の中で間違いがありましたので、訂正をいたします。

国民健康保険税の条例の一部を改正する条例につきまして、国民健康保険の条例の一部を改正するというふうに発言しましたけれども、国民健康保険税条例の一部が正しい内容であります。訂正をいたします。

それと、妊婦への補助の分になりますけれども、助成ですね、になりますけれども、マンスリーマンションの場合やコインランドリーの費用、それからレンタルの電気製品の費用の事前滞在に伴う準備金として定額で、先ほど私20万円と言いましたけれども、これは間違いで2万円が正しい金額になります。失礼をいたしました。以上で訂正をいたします。